

施設基準及び掲示事項

- 明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

- 一般名での処方

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

- 電子的診療情報連携体制整備加算

区分	点数
初診	4点
再診	2点

- コンタクトレンズ検査料 1

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、千葉社会保険事務局長に届出を行っています。

※ コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されません。

初診料	291点
-----	------

再診料	76点
コンタクトレンズ検査料1	200点

眼科診療経験：厚生労働省の施設基準に定める経験を有しております。